

東庄町地域防災力向上計画

1 目的

本計画は、自助・共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図るため、千葉県地域防災力向上総合支援補助金を活用し、平成30(2018)年度から平成31(2019)年度において、避難環境の整備に関する事業を以下のとおり実施するものである。

2 避難環境の整備

(1) 避難所等表示看板の整備

ア 現状及び課題

平成25年の災害対策基本法の改正により「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」(以下、「避難所等」と言う。)を災害種別ごとに指定することとなり、町ではこれを受け平成29年2月に避難所等を指定した。

現在設置している避難所等の看板は法改正前に設置しており、災害種別ごとの表示になっていないため、町民に対し避難の際に混乱を起こす可能性がある。

また、全ての避難所等に看板が設置していないことから避難の際に混乱を起こす可能性があり、課題となっている。

イ 基本方針

地域防災活動の拠点となる避難所等の表示は、災害の種類に応じた避難所であることを明確にする必要がある。

ウ 目標(平成31(2019)年度末まで)

防災ハザードマップの整備と連携し、避難所等の看板の付替えをおこない避難誘導対策の強化を図るとともに、平素からの避難場所等であることへの認識を高める。

エ 具体的な取組

避難所等の看板の新設及び付替え

(2) 防災ハザードマップの作成

ア 現状及び課題

平成27年の水防法の改正により、河川管理者は想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図を公表することとなり、順次公表されているところである。

現在の洪水ハザードマップは法改正前に作成しており、河川ごとの浸水想定区域図及び避難所等を修正し、また、別途作成している土砂災害警戒区域等の情報も併せて反映したハザードマップを作成する必要がある。

イ 基本方針

利根川、黒部川等の浸水想定区域図及び浸水継続時間、土砂災害警戒区域、避難所等を表示するとともに、関連する防災情報を積極的に周知し、町民等が迅速かつ的確に避難できるようにする。

ウ 目標（平成30（2018）年度末まで）

災害発生時に町民等が迅速かつ的確に避難できるよう、防災ハザードマップを作成し、避難誘導対策を強化する。

エ 具体的な取組

洪水及び土砂災害ハザードマップ等を統合した総合的な防災ハザードマップの作成